

博物館に相当する施設指定申請書

※添付書類 2 博物館法施行規則に掲げる博物館に相当する施設の指定審査基準に適合していることを証する書類

No.	博物館法施行規則に掲げる博物館に相当する施設の指定審査基準	左欄に適合していることを証する書類
1	当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。	
2	<p>資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制</p> <p>(1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。</p> <p>(2) (1)の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>(3) (2)に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>(4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>(5) 単独で又は他の博物館若しくは博物館法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>(6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>(7) 博物館法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類 ・ 資料の収集及び管理の方針を示した書類 ・ 資料の目録（当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。） ・ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類 ・ 博物館の事業に関する収支計画を示す書類（既に実績がある場合は決算書を含む。） ・ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。） <p>（例）運営方針、事業実施報告、所蔵資料リスト、決算書、事業計画、職員への研修計画又は実績</p>
3	<p>職員の配置</p> <p>(1) 2の(1)の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>(2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。</p> <p>(3) 2の(1)の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 ・ 学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 ・ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 ・ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類 <p>（例）職員名簿、組織図</p>
4	<p>施設及び設備</p> <p>(1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>(3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面 ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類 ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類 ・ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類 ・ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 <p>（例）施設図面、案内図、パンフレット</p>
5	一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開していることが確認できる書類 <p>（例）パンフレット、HP等</p>
6	<p>1年を通じて100日以上開館すること。</p> <p>※令和5年2月10日付け4文庁第4650号文化庁次長通知>2留意事項</p> <p>(12) 開館日数の要件については、必ずしも、利用者が実際に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、以下に例示するような博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断して差し支えない。</p> <p>① 学芸員による資料の解説等について、利用者からの問い合わせに対して同時双方向でのやりとりができるか、又は即応できる状態にある日</p> <p>② 収蔵庫を開放して学芸員が博物館資料を解説する機会を設ける日や、利用者の求めに応じて実物資料の閲覧をさせる日</p> <p>③ 地域の社会教育施設等において利用者への学習機会の提供がなされている日</p> <p>④ デジタル・アーカイブ化した資料に関する講演会、講習会、研究会等が開催されている日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開館日数の計画又は実績が確認できる書類 <p>（例）要覧、HP等の公表資料、日報、事業計画等</p>